

「契約締結前交付書面および約款・規程集」改定のお知らせ

2026 年 9 月 14 日より、〈長期未利用口座および住所不明等の場合の取扱い〉について、投信総合取引約款に条項を追記いたしますので、お知らせいたします。

本改定により、投信直販ネットをご利用されているお客さまにおかれましては、お預かり残高がないまま 1 年間を経過した場合、およびお届出事項の変更に係るお届けがない等の事由によりお取引の制限が継続している場合、または当社がお客さまの住所または所在を確認できない状態となった場合、一定の条件に基づき、解約させていただきますことをご案内申し上げます。

改定箇所は、以下の新旧対照表のとおりです。改定後の「契約締結前交付書面および約款・規程集」は、当社投信直販ネットホームページにてご確認ください。

新旧対照表

【約款・規程集】

(新)	(旧)
<u>－2026 年 9 月－</u> 投信総合取引契約に関するご説明 (本書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。) 【契約締結前交付書面】 投信総合取引契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。 (中略) ■投信総合取引契約の解約事由 投信総合取引契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されます。 (1) お客さまから、当社の定める方法により投信総合取引口座解約のお申し出があったとき (2) お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いにおいて、お客さまが該当および承諾し、かつ所定の手続を行った場合は除く） (3) <u>お客さまの権利に帰する投資信託の残高などがない状態で 1 年間を経過した場合</u> (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき	<u>－2026 年 4 月－</u> 投信総合取引契約に関するご説明 (本書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。) 【契約締結前交付書面】 投信総合取引契約の締結にあたっては、本書面の記載事項を十分にお読みいただいたうえで、お申込みください。 (中略) ■投信総合取引契約の解約事由 投信総合取引契約は、次のいずれかに該当したときは、解約されます。 (1) お客さまから、当社の定める方法により投信総合取引口座解約のお申し出があったとき (2) お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いにおいて、お客さまが該当および承諾し、かつ所定の手続を行った場合は除く） (3) <u>お客さまの権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき</u> (4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき

(5) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力）であると判明した場合またはお申込み時における反社会的勢力に該当しない旨の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(6) お客さまに、当社との取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったと認められる場合

(7) 当社が授信総合取引契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

(省略)

授信総合取引約款

第1章 総則

(中略)

(授信総合取引口座の解約)

第8条 授信総合取引口座は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

(1) お客さまから、当社の定める方法により授信総合取引口座解約のお申し出があったとき

(2) お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いにおいて、お客さまが該当および承諾し、かつ所定の手続を行った場合は除く）

(3) 第8条の2第1項または第2項に該当したとき

(4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき

(5) お客さまが「反社会的勢力」とであると判明した場合または第4条第6項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(6) お客さまに、当社との取引に関して、第4条第7項のいずれかに該当する行為があったと認められる場合

(7) 当社が授信総合取引口座に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

2 授信総合取引口座が解約となった場合において、お客さまの権利に帰する投資信託の残高および解約代金などの金銭がある場合には、次のとおりとします。

(1) 投資信託の残高については、当社が定める方法により、換金のうえ、銀行振込によりお支払いします。

(5) お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（反社会的勢力）であると判明した場合またはお申込み時における反社会的勢力に該当しない旨の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(6) お客さまに、当社との取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を棄損し、または当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があったと認められる場合

(7) 当社が授信総合取引契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

(省略)

授信総合取引約款

第1章 総則

(中略)

(授信総合取引口座の解約)

第8条 授信総合取引口座は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

(1) お客さまから、当社の定める方法により授信総合取引口座解約のお申し出があったとき

(2) お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合もしくは非居住者となった場合（ただし、当社が別に定める取扱いにおいて、お客さまが該当および承諾し、かつ所定の手続を行った場合は除く）

(3) お客さまの権利に帰する投資信託の残高などがなくなった後、一定期間経過したとき

(4) 法令諸規則などに照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間を置いて解約を申し出たとき

(5) お客さまが「反社会的勢力」とであると判明した場合または第4条第6項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(6) お客さまに、当社との取引に関して、第4条第7項のいずれかに該当する行為があったと認められる場合

(7) 当社が授信総合取引口座に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき

2 授信総合取引口座が解約となった場合において、お客さまの権利に帰する投資信託の残高および解約代金などの金銭がある場合には、次のとおりとします。

(1) 投資信託の残高については、当社が定める方法により、換金のうえ、銀行振込によりお支払いします。

(2) 解約代金等のお客さまにお支払いすべき金銭については、当社が定める方法により、銀行振込によりお支払いします。 <u>(長期未利用口座および住所不明等の場合の取扱い)</u> <u>第8条の2お客さまの権利に帰する投資信託の残高がない状態で1年間を経過した場合、当社はその他の取引状況等を勘案のうえ、当該投信総合取引契約を解約することができるものとします。</u> <u>2 第7条第6項による取引の制限が継続している場合、または、当社からお客さまのお届出住所あてに送付した郵便物が返戻される等の事由により、当社がお客さまの住所または所在を確認できない状態（以下、「住所不明等」といいます。）となった場合は、その他の取引状況等を勘案のうえ、当該投信総合取引契約を解約することができるものとします。</u> <u>3 前2項により当社が解約した場合、お客さまが再度お取引を希望されるときは、あらかじめ当社所定の口座開設手続きを行うものとします。また、他の規定に関わらず、本条により当社が解約する場合、当社はお客さまに対して解約の通知を行わないことがあります。</u>	(2) 解約代金等のお客さまにお支払いすべき金銭については、当社が定める方法により、銀行振込によりお支払いします。
(省略)	(省略)
第7章 雑則	第7章 雑則
(免責事項) 第29条 当社は、次の各号に該当した場合にお客さまに生じた損害については、その責任を負いません。 (1) お客さまからご提出いただいた書類等にご捺印された印影について、「総合届出印」と相違ないものと認めて（第28条に定める本人確認を含みます。）金銭をお支払いしたとき (2) 「投信直販ネットサービス」のお取引画面から入力された「パスワード等」が、あらかじめ当社に登録されている「パスワード等」と一致していることを確認して当社が取引等を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき (3) 第1号および前号に定めるところに基づき、お客さまご本人と相違すると当社が判断し、取引等を受け付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき (4) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、本約款に定める取引の実行、金銭の授受または投資信託受益権の「口座管理機関」（後掲、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」をご参照ください。）への預託の遅延または不能の場合 (5) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピューターシステム（ソフト・ハード）などの障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等によって生じた伝達遅延、不能、誤作動その他の一切の不具合によ	(免責事項) 第29条 当社は、次の各号に該当した場合にお客さまに生じた損害については、その責任を負いません。 (1) お客さまからご提出いただいた書類等にご捺印された印影について、「総合届出印」と相違ないものと認めて（第28条に定める本人確認を含みます。）金銭をお支払いしたとき (2) 「投信直販ネットサービス」のお取引画面から入力された「パスワード等」が、あらかじめ当社に登録されている「パスワード等」と一致していることを確認して当社が取引等を受け付けたとき、または金銭をお支払いしたとき (3) 第1号および前号に定めるところに基づき、お客さまご本人と相違すると当社が判断し、取引等を受け付けなかったとき、または金銭のお支払いをしなかったとき (4) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、不可抗力と認められる事由により、本約款に定める取引の実行、金銭の授受または投資信託受益権の「口座管理機関」（後掲、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」をご参照ください。）への預託の遅延または不能の場合 (5) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピューターシステム（ソフト・ハード）などの障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入もしくは情報改変等によ

って生じた損害 (6) お客さまからの取引のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき (7) お客さまが第8条第1項第5号または第6号のいずれかに該当し、当社が解約を申し出たとき (8) 当社が相当の注意をもって行った解約手続きによりお客さまに生じた損害 (省略) 以上 2015年 3月23日制定 2016年 1月 1日改定 2017年 2月20日改定 2017年10月23日改定 2018年 8月20日改定 2019年 4月 1日改定 2021年 4月 1日改定 2024年 1月 1日改定 2025年 4月 1日改定 2026年 4月 1日改定 <u>2026年 9月14日改定</u>	って生じた損害 (6) お客さまからの取引のお申込みが、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵などにより実行されなかったとき (7) お客さまが第8条第1項第5号または第6号のいずれかに該当し、当社が解約を申し出たとき (省略) 以上 2015年 3月23日制定 2016年 1月 1日改定 2017年 2月20日改定 2017年10月23日改定 2018年 8月20日改定 2019年 4月 1日改定 2021年 4月 1日改定 2024年 1月 1日改定 2025年 4月 1日改定 2026年 4月 1日改定
---	--